

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....（総務業務センター）	11
○有害図書類の指定.....（道民活動文化振興課）	13
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	13
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	14
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	14
○道路の供用の開始.....（道路課）	15
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	15
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	15
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....（経理課）	15
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	16
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	17
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	18
告 示	
北海道告示第149号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成19年3月9日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借その1

（ア）複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）7台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

7台及び1か月当たり272,000枚（7台分の調達予定枚数）

イ 複写機等の賃貸借その2

（ア）複写機等の賃貸借 3台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

3台及び1か月当たり41,000枚（3台分の調達予定枚数）

ウ 複写機等の賃貸借その3

（ア）複写機等の賃貸借 3台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

3台及び1か月当たり22,000枚（3台分の調達予定枚数）

エ 複写機等の賃貸借その4

（ア）複写機等の賃貸借 14台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

14台及び1か月当たり514,000枚（14台分の調達予定枚数）

アからエまでについて、それぞれ入札を実施する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

契約期間は、(1)のアからエまでに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次のア及びイに定めるところによる。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

ア 複写機等の賃貸借その1からその3

平成19年4月25日から平成22年4月30日まで

イ 複写機等の賃貸借その4

平成19年5月1日から平成22年4月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテ

ナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年3月9日（金）から27日（火）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道総務部行政改革局総務業務センター

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階会議室
9（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）

- (2) 入 札 日 時 平成19年4月4日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成19年4月3日（火）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 複写機等の賃貸借一式 29台

イ 予 定 時 期 平成19年4月頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成19年2月2日付け北海道告示第65号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機等の賃貸借その1からその4までについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1か月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copy machin (Maintenance services and consumable supply included, except staple and paper). The bid tendering falls under 4 separate categories

- a . Lease of 7copy machines Up to 272,000 copies a month
- b . Lease of 3copy machines Up to 41,000 copies a month
- c . Lease of 3copy machines Up to 22,000 copies a month
- d . Lease of 14copy machines Up to 514,000 copies a month

B . Bid tendering date and time :

10:30 A. M., April 4, 2007

(Mailed bids must arrive no later than April 3, 2007)

C . Contact :

Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government

Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5076

北海道告示第150号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ					
図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発 行 所、 制 作 所、 受 審 会 社 等		
雑 誌	18403-3	三十路 熟の素 3月号	2007年3月1日発行	マイウエイ出版株式会社	
同	20437-3/2	週刊大衆増刊ババラッチ 3/2号	2007年3月2日発行	株式会社 双 葉 社	
同	03299-3	月刊クリーム 3月号	2007年3月1日発行	ワイレア出版株式会社	
同	20839-3/14	comic キャンドール VOL.38	2007年3月14日発行	実 業 之 日 本 社	
同	03708-3	爆写王 07	2007年3月15日発行	雄 出 版 株 式 会 社	
同	06703-02	TOP TEN MATE No.191	2007年2月1日発行	若 生 出 版 株 式 会 社	
同	12166-3	comic 裏 office 本当にあった至上最強のOL痴女マガジン	2007年3月10日発行	株式会社 フロム出版	
同	18114-3	増刊コミックまあるまん vol.9	2007年3月1日発行	株式会社 ぶ ん か 社	
同	02801-3	KISSUI「キッスイ」 3	2007年3月1日発行	英 知 出 版 株 式 会 社	
同	06909-3	ナマイキッ! 3月号	2007年3月1日発行	株式会社 竹 書 房	
同	15529-3	ZuBA!【ズバッ!】 3	2007年3月10日発行	インフォレスト株式会社	
同	13319-03	Keitai パンディッツ 3	2007年3月1日発行	ミリオン出版株式会社	
同	04117-03	That's DAN Vol.90	2007年3月7日発行	株式会社 パウハウス	
同	18763-03	もっとすごい本当のH話コレクション 3月号	2007年3月22日発行	同	
同	13865-3	comic ポプリクラブ 3	2007年3月1日発行	株式会社 晋 遊 舎	
同	18400-3	本当にあった禁断愛 Vol.5	2007年3月10日発行	株式会社 一 水 社	
同	06777-03	月刊ドント 3	2007年3月1日発行	株式会社 サ ン 出 版	
同	08877-3	Yha! Hip&Lip 3月号	2007年3月1日発行	株式会社ワニマガジン社	

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営

土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成19年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ			
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
稚 内 平 賀	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理、暗きょ） ため池等整備〔用排水施設整備〕	北海道宗谷支庁 北海道日高支庁	

北海道告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ			
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所	
知 来 乙 豊 里 南	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、暗きょ） 経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道空知支庁 同	

北海道告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 解除に係る保安林の所在場所	幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に

限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒213の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第154号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産庁林務部林務局治山課並びに恵庭市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松前町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 河東郡音更町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、音更町・河西郡芽室町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 朝 日 桜 丘 線	夕張郡栗山町朝日3丁目96番13地先から 夕張郡栗山町松風3丁目43番地先まで	平成19. 3. 9
道道 赤 平 奈 井 江 線	赤平市字茂尻686番12地先から 赤平市字赤平692番1地先まで	同 19. 3.30
道道 江 部 乙 赤 平 線	滝川市東滝川773番地先から 滝川市東滝川844番1地先まで	同 19. 3. 9
道道 奈 井 江 浦 白 線	空知郡奈井江町字奈江原野4042番地先から 空知郡奈井江町字奈江原野2038番2地先まで	同
道道 芦 別 砂 川 線	砂川市北吉野町403番2地先から 砂川市北吉野町402番地先まで	同
道道 文 珠 砂 川 線	砂川市晴見3条北8丁目181番45地先から 砂川市晴見2条北9丁目68番144地先まで	同
道道 芦 別 赤 平 線	赤平市百戸町東5丁目4番地先から 赤平市百戸町東4丁目12番地先まで	同
道道 暑寒別雨竜停車場線	雨竜郡雨竜町字満寿21番3地先から 雨竜郡雨竜町字満寿2番271地先まで	同
道道 砂川奈井江美唄線	砂川市吉野3条南5丁目187番地先から 砂川市吉野3条南6丁目319番3地先まで	同
道道 三 笠 栗 山 線	夕張郡栗山町字湯地59番1地先から 夕張郡栗山町朝日4丁目78番地先まで	同 19. 3.13

北海道告示第158号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 施 行 者 の 名 称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業(3・3・3号北3条通)
(3) 事業施行期間	平成12年4月7日から平成22年3月31日まで
(4) 事業地 収 用 の 部 分	変更なし
2(1) 施 行 者 の 名 称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業(3・4・199号新琴似6番通)
(3) 事業施行期間	平成12年4月7日から平成22年3月31日まで
(4) 事業地 収 用 の 部 分	変更なし
3(1) 施 行 者 の 名 称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業(3・3・191号東雁来通)
(3) 事業施行期間	平成15年4月25日から平成21年3月31日まで
(4) 事業地 収 用 の 部 分	変更なし

北海道告示第159号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項中「同 函館方面連合支部」、「同 赤歌支部歌志内」、「同 旭川方面連合支部」、「同 北見方面連合支部」及び「同 釧路方面連合支部」を削る。

北海道告示第160号

平成10年北海道告示第1942号(北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、平成19年3月9日から施行する。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項松前さくら漁業協同組合の事項中「松前さくら漁業協同組合」を削る。

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年3月9日

北海道十勝支庁長 佐々木 里 士

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

リール式散水施設（φ110以上、L=650m以上、レインガン型） 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成19年9月28日

(4) 納入場所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年3月9日から4月8日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階B会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課）

(2) 入札日時 平成19年4月25日 午前11時
（送付による場合は、平成19年4月24日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道十勝支庁地域振興部総務課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8508

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Reel Irrigator (pipe:over φ110, overL=650m) (sprinkler type : raingun) 1

B . Bid tendering date and time :

11:00 A. M., April 25, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than April 25)

C. Contact:

Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi Subprefectural
Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan.
Phone: 0155-27-8508

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年3月9日

北海道教育庁石狩教育局長 三原和廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年5月14日から平成24年4月27日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することができる。

(4) 納入期日 平成19年5月14日（月）

(5) 納入場所 北海道有朋高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申請の時期 平成19年3月9日から27日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成19年4月18日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成19年4月17日（火）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 電子メールによる交付を希望する場合

契約に関する事務を担当する組織にその旨を電子メールで申し込むこと。

（メールアドレス：masuki.satoru@pref.hokkaido.lg.jp）

イ 郵送による交付を希望する場合

A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道教育庁石狩教育局企画総務課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入

札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5870

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 84 1set

B . Bidding date and time :

10 : 30 A. M., April 18, 2007

(If mailed , bids must arrive no later than April 17)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of
Education ,Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8549, Japan.
Phone : 011-204-5870

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第2号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」を「第1条—第1条の2」に、「第55条」を「第55条の2」に、「第6
第7

章 職員（第56条） を「第6章 補則（第56条）」に改める。
章 補則（第57条）」

第1条の次に次の1条を加える。

（職員）

第1条の2 法第55条第1項に規定するその他所要の職員の種類は、事務職員、技術職員、臨時職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する者をいう。）及び非常勤職員（1日につき8時間を超えない勤務時間をもって日雇用される者及び常勤職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない勤務時間をもって雇用される者をいう。）とする。

2 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

3 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

第3条第2項中「事務吏員」を「事務職員」に、「技術吏員」を「技術職員」に改める。

第3条の5第3項中「災害等の緊急事案に対処するための対策」を「災害等対策」に改める。

第3条の6第2項中「事務吏員」を「事務職員」に、「技術吏員」を「技術職員」に改める。

第6条の5第2号中「留置場」を「留置施設」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 留置施設視察委員会に関すること。

第18条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 探偵業の指導等に関すること。

第19条の2第1号中「環境犯罪」を「環境事犯」に改める。

第20条の2第5号中「指導及び教養」を「指導教養」に改める。

第20条の9中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪情報の収集及び分析に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。)

第20条の16第2号中「及び分析」を「、分析」に改め、同条第4号中「国際犯罪の捜査その他刑事警察」を「国際犯罪及び刑事警察」に改める。

第20条の18第3号中「習慣性がある薬物事犯」を「薬物に関する犯罪」に改める。

第23条第4号中「（運転免許管理課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第24条の2第1号中「交通事故・事件」を「交通事故及び交通事件」に改める。
第24条の4第2号を削る。
第27条第2号及び第3号中「来日外国人」を「来日外国人等」に改める。
第31条第2項中「事務吏員」を「事務職員」に、「技術吏員」を「技術職員」に改める。
第34条の6を第34条の7とし、第34条の5を第34条の6とし、第34条の4を第34条の5とし、第34条の3の次に次の1条を加える。
(術科指導室)
第34条の4 警務部教養課に、術科指導室を附置する。
2 術科指導室においては、警察術科等の指導に関する事務を行う。
第35条の11を第35条の13とし、第35条の6から第35条の10までを2条ずつ繰り下げ、第35条の5を第35条の6とし、同条の次に次の1条を加える。
(国際捜査室)
第35条の7 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課に、国際捜査室を附置する。
2 国際捜査室においては、国際犯罪及び刑事警察に係る来日外国人犯罪の捜査並びに国際捜査共助に関する事務を行う。
第35条の4の次に次の1条を加える。
(犯罪捜査支援室)
第35条の5 刑事部刑事企画課に、犯罪捜査支援室を附置する。
2 犯罪捜査支援室においては、犯罪情報の収集、分析等犯罪捜査の支援に関する事務を行う。
第42条第2項中「事務吏員」を「事務職員」に改める。
第43条第2項中「事務吏員」を「事務職員」に、「技術吏員」を「技術職員」に改める。
第47条の3第2項中「「地域課にあつては警察本部の地域企画課、通信指令課、自動車警察ら隊及び鉄道警察隊の所掌に対応する事務」とあるのは「地域課にあつては警察本部の地域企画課、通信指令課及び鉄道警察隊の所掌に対応する事務」と、」を削る。
第49条の4第2項中「事務吏員」を「事務職員」に、「技術吏員」を「技術職員」に改める。
第55条の次に次の1条を加える。
第55条の2 札幌方面中央警察署に薄野特別捜査隊を置き、同隊に班を置く。
第6章を削る。
第7章中第57条を第56条とする。
第7章を第6章とする。
附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条の5第2号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正す

る法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

